

資料目次

令和8年5月14日

○「緊急事態条項」のイメージ（案）

本 体 「緊急事態条項」のイメージ（案）

別 紙 「衆議院議員総選挙の延期」及び「参議院の緊急集会」と「議員任期特例」の棲み分けに関する考え方（メモ）

○ 緊急事態条項に関する議論の経過

年 表 毎週開催が定例化して以降の衆議院憲法審査会の議論の経過

参考① 憲法第56条第1項の「出席」の概念について

※2022年3月3日 衆・憲法審査会配付資料

参考② 「緊急事態」に関する論点～11月10・17日（一部4月7日等を含む）における各会派1巡目の発言（一部2巡目以降の発言を含む）を中心として～

※2022年12月1日 衆・憲法審査会配付資料

参考③ 「緊急事態（特に、参議院の緊急集会・議員任期延長）」に関する論点～今国会における各会派1巡目の発言を中心に～

※2023年6月15日 衆・憲法審査会配付資料

「緊急事態条項」のイメージ（案）

令和8年5月14日（木）
衆議院法制局
衆議院憲法審査会事務局

※ この「『緊急事態条項』のイメージ（案）」は、衆議院憲法審査会における ①2度にわたる論点整理((1)令和4年12月1日、(2)令和5年6月15日)、②それらを踏まえた5会派による骨子案(令和7年6月12日幹事会提示) 及び ③本年4月23日の緊急事態条項に関する集中的な討議を含むこれまでの討議を踏まえて、衆議院法制局・衆議院憲法審査会事務局において、今後の更なる深掘りの議論の素材となるようなイメージ（案）として、中立的かつ専門的な立場から整理・作成したものです。

○ 国会機能の維持に係る緊急事態条項

I 衆議院議員総選挙の延期及び参議院の緊急集会の射程の明確化

「衆議院解散後の衆議院議員総選挙」及び「総選挙後の特別会召集」並びに「参議院の緊急集会」に関する規定を定める現行憲法第54条（※1）について、次のような改正措置を講ずること。

一 衆議院議員総選挙等の期限の延長（40日以内の総選挙実施が困難な場合の選挙延期の明確化）

- 1 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。ただし、衆議院議員の総選挙の一体性が害されるほど広範な地域において、解散の日から40日以内に適正に総選挙を実施することが困難であることについてやむを得ない特別の事情があるときは、IIの選挙困難事態の認定がなされる場合を除き、総選挙を実施できるに至った後速やかに総選挙を行い、その選挙の日後速やかに国会を召集しなければならない。
- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。（現行第54条第2項本文のまま）

二 参議院の緊急集会の射程の明確化

1 内閣が参議院の緊急集会を求めることができる場合及び期間の明確化

衆議院の解散により総選挙が行われる場合又は衆議院議員の任期満了後に総選挙が行われる場合において、次の国会（IIの第一の二2の国会の承認が得られなかった場合における当該国会を除く。）が召集されるまでの間に国に緊急の必要があるときは、内閣は、参議院の緊急集会を求めることができる。

2 参議院の緊急集会で採られた措置に対する衆議院の同意（現行第54条第3項のまま）

1の参議院の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。

議論があり得る論点（及び参照条文）

- ※1：憲法第54条 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。
- ② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
 - ③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

《論点①》参議院の緊急集会の射程（議員任期特例との棲み分け）

- 左に掲げる「参議院の緊急集会」と次頁IIに掲げる「選挙困難事態における国会機能の維持（議員任期特例）」との棲み分けについては、次頁の論点③（広範性要件）及び論点④（長期性要件）の具体化に関する議論など様々な議論がある。
- 任期満了による衆議院議員不在への参議院の緊急集会による対応については、「憲法に明記すべき」とする意見があるほか、「類推適用で対応可能」とする意見もある。
- 参議院の緊急集会の開催（集会）期間については、「次の国会（衆参両院）の召集まで」として、次頁IIに掲げる「選挙困難事態における国会機能の維持（議員任期特例）」との棲み分けを図っているが、これは「議員任期特例」が国会の承認を得て発動するときには、必ず「国会」が召集されることになるからである。このような棲み分け基準についても、様々な議論があり得る。

II 選挙困難事態における国会機能の維持（新設）

第一 選挙困難事態の認定の手續

一 緊急事態の対象範囲（定義）
「緊急事態」とは、地震等による大規模な自然災害、感染症の大規模なまん延、内乱等による社会秩序の混乱、外部からの武力攻撃その他これらに匹敵する事態をいう。

二 内閣による選挙困難事態の認定及び国会の事前承認

1 内閣による選挙困難事態の認定
緊急事態の発生により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙（「国政選挙」という。）の一体性が害されるほど広範な地域において、当該国政選挙の適正な実施が相当程度長期間にわたり困難であることが明らかであると認められるときは、内閣は、選挙困難事態である旨及び選挙困難事態が継続すると見込まれる期間の認定を行うものとする。

2 国会の事前承認
1の認定を行おうとするときは、内閣は、あらかじめ、国会の承認を求めなければならない。この国会の承認には、各議院の出席議員の3分の2以上の多数[or 過半数]による議決を必要とする。

三 選挙困難事態の期間

1 一回あたりの選挙困難事態の期間の上限
二の認定に係る期間は、〇月（〇年）を超えてはならない。

2 選挙困難事態の期間の延長及びその場合の通算期間の上限

(1) 二の認定に係る期間が経過した後もなお選挙困難事態が継続することが明らかであると認められるときは、二の例により、その期間の延長の認定を行うものとする。

(2) (1)により延長する場合においても、二の認定に係る期間は、通算で〇年を超えてはならない。

第二 選挙困難事態の認定の効果（選挙期日の特例及び議員任期の特例等）

一 選挙期日の特例

1 選挙困難事態の期間の経過後の選挙の実施
第一の二の認定があったときは、憲法第54条第1項の規定中総選挙の期日に係る部分は適用せず、その認定に係る総選挙又は通常選挙は、その認定に係る期間が経過した後、速やかに行うものとする。

2 選挙困難事態の期間の経過前の選挙の実施
第一の二の認定に係る期間が経過する前であっても、総選挙又は通常選挙を適正に実施することができるものと認められるに至ったときは、国会の議決に基づき、速やかに、その認定に係る総選挙又は通常選挙を行うものとする。

二 議員任期の特例等

1 議員任期の特例
第一の二の認定があったときは、その認定に係る総選挙又は通常選挙の前の衆議院議員又は参議院議員の任期は、憲法第45条及び第46条の規定（※2）にかかわらず、一により行われる総選挙又は通常選挙の期日の前日までとする。

2 任期が終了している議員の身分復活
第一の二の認定に係る国会の承認が求められた場合において、衆議院議員又は参議院議員の任期が衆議院解散又は任期満了により既に終了しているときは、当該承認をするため必要な限度においてその任期は終了していないものとみなす。また、任期が終了していないものとみなされた衆議院議員又は参議院議員は、第一の二の認定の日により再び衆議院議員又は参議院議員となったものとみなして1を適用する。

三 その他（国会の閉会及び衆議院解散の禁止等）

1 国会の閉会及び衆議院解散の禁止
第一の二の認定に係る期間においては、国会は閉会とならず、また、衆議院は解散されない。

2 憲法改正の禁止
第一の二の認定に係る期間においては、憲法第96第1項の規定（※3）による憲法改正の発議及びこれに係る国民の承認のための投票は、行うことができない。

議論があり得る論点（及び参照条文）

《論点②》緊急事態の対象範囲
・「感染症まん延は対象とすべきでない」とする意見もある。

《論点③》広範性要件
・「広範性要件の具体的な基準について議論すべき」とする意見がある。

《論点④》長期性要件
・「長期性要件の具体的な基準について議論すべき」とする意見や、「（現行憲法54条が想定している）70日を基準とすべき」とする意見がある。

《論点⑤》裁判所の関与
・選挙困難事態の内閣・国会による認定の適正性を担保するため、裁判所の関与を主張する意見がある。具体的には、(a)「憲法裁判所を設けて事後審査を行う」とする意見、(b)「最高裁判所が要件充足性に関して勧告する」とする意見、(c)「一票の較差に係る選挙訴訟のような『客観訴訟』の制度を検討する」とする意見である。
・これに対して、「事態認定の適否は選挙困難事態終了後の国政選挙によって判断されるので、裁判所の関与は不要」とする意見がある。

《論点⑥》国会の議決要件
・「3分の2以上とする」とする意見のほか、国会の議決要件の原則にのっとり「過半数とする」とする意見もある。

《論点⑦》一回当たりの選挙困難事態の認定期間の上限
・一回当たりの選挙困難事態の認定期間（＝議員任期の特例期間）について、「1年を上限」とする意見や、「6月を上限」とする意見がある。

《論点⑧》延長を認める場合の選挙困難事態の認定期間の通算上限
・選挙困難事態の期間の延長を認めることとする場合、選挙困難事態の認定期間全体としては「上限を設けない」とする意見がある一方で、「通算で1年を上限とすべき」とする意見もある。

※2：憲法第45条 衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。
憲法第46条 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

《論点⑨》一旦失職している議員の身分復活の是非
・任期終了によってその身分を失った議員について、選挙を介さないで議員の身分を復活させることについては、「民主的正統性に欠ける」との意見がある。
・他方で、「衆議院議員の場合は、過去一回を除き全て解散による失職であるから、解散後の緊急事態発生に対応する身分復活規定がないと、議員任期特例はほとんど意味をなさなくなる」との意見もある。

《論点⑩》内閣不信任・信任決議の禁止
・衆議院の解散権を制限する場合、「『内閣不信任・信任決議』についても、これを禁止すべき」とする意見がある。

※3：憲法第96条第1項 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

Ⅲ オンライン国会

「議事の定足数」及び「出席」に関する規定を定める現行憲法第56条第1項（※4）について、次のような改正措置を講ずること。

両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。議員が議場に参集することが困難なときその他法律の定める特別の事情があるときは、各議院の定めるところにより、情報通信技術を利用する方法その他の方法により、会議に出席することができる。

議論があり得る論点（及び参照条文）

※4：憲法第56条第1項 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

《論点⑪》オンライン国会

- ・「憲法に明記すべき」とする意見のほか、「解釈で対応可能」とする意見もある。
- ・「その他法律の定める特別の事情」として、どのような場合を考えるか。
- ・オンライン国会に係る制度の整備に当たっては、諸々の課題（通信の途絶、セキュリティの確保、議長の議事整理等）を解決する必要があるとの意見もある。

○ 国会機能の維持が困難となった場合における国家機能の維持に係る緊急事態条項

Ⅳ 緊急政令・緊急財政処分（新設）

第一 緊急政令

一 内閣による緊急政令の制定

緊急事態（Ⅱの第一の一に同じ。）の発生により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、あらかじめ法律の定めるところにより、内閣は、法律と同一の効力を有する緊急政令を制定することができる。

二 国会の事後承認

内閣は、一の緊急政令を制定したときは、あらかじめ法律の定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。次の国会開会の後○日以内に、国会の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第二 緊急財政処分

一 内閣による緊急財政処分

緊急事態（Ⅱの第一の一に同じ。）の発生により、国会による予算の議決を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、あらかじめ法律の定めるところにより、内閣は、財政上必要な処分を行うことができる。

二 国会の事後承認

第一の二は、一の財政上の処分について準用する。

議論があり得る論点

《論点⑫》緊急政令・緊急財政処分

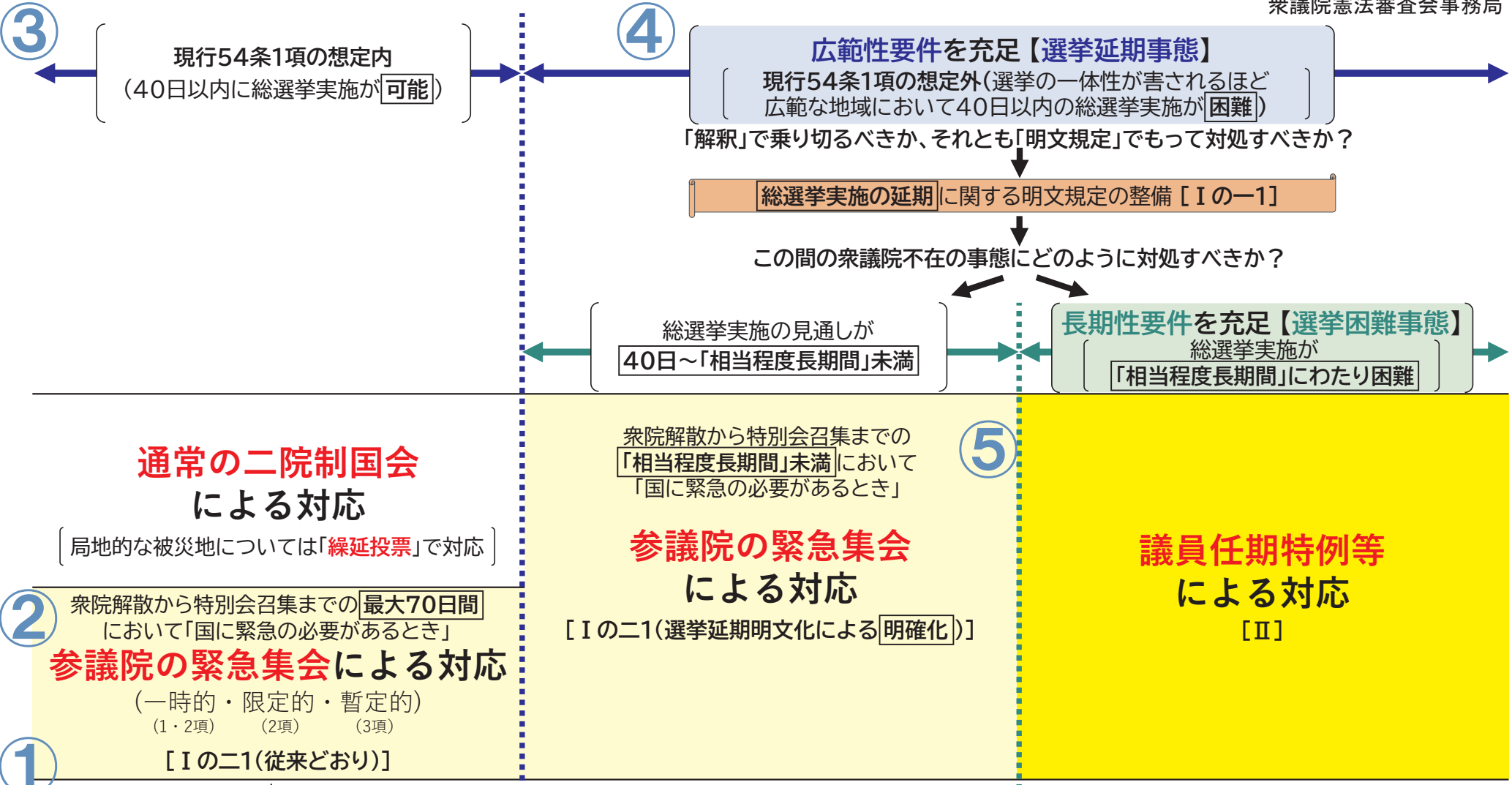
- ・緊急政令については、「個別法の政令委任で対応すべきであり、不要である」とする意見や、「憲法に規定するとしても、現行の法律レベルの緊急政令の確認規定にとどめるべき」とする意見などがある。
- ・緊急財政処分については、「現行の予備費で対応すべきであり、不要である」とする意見もある。
- ・「緊急政令・緊急財政処分」の目的として、「国民の生命、身体及び財産を保護するため」と規定すべきとの意見がある。
- ・なお、「緊急政令・緊急財政処分は、国会機能の維持とは次元の異なる論点であるため、仮にこれを認め、発議するとしても、個別発議の原則に照らして、別個に検討・発議されるべき」との意見もある。

※その他国会機能の維持に関する論点

通常時の国会機能の維持の方策として、「臨時会召集期限の明記」、「解散権行使の在り方及びその制限」について、議論する必要があるとの意見がある。

「衆議院議員総選挙の延期」及び「参議院の緊急集会」と「議員任期特例」の棲み分けに関する考え方(メモ)

令和8年5月14日(木)
衆議院法制局
衆議院憲法審査会事務局



第54条 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。

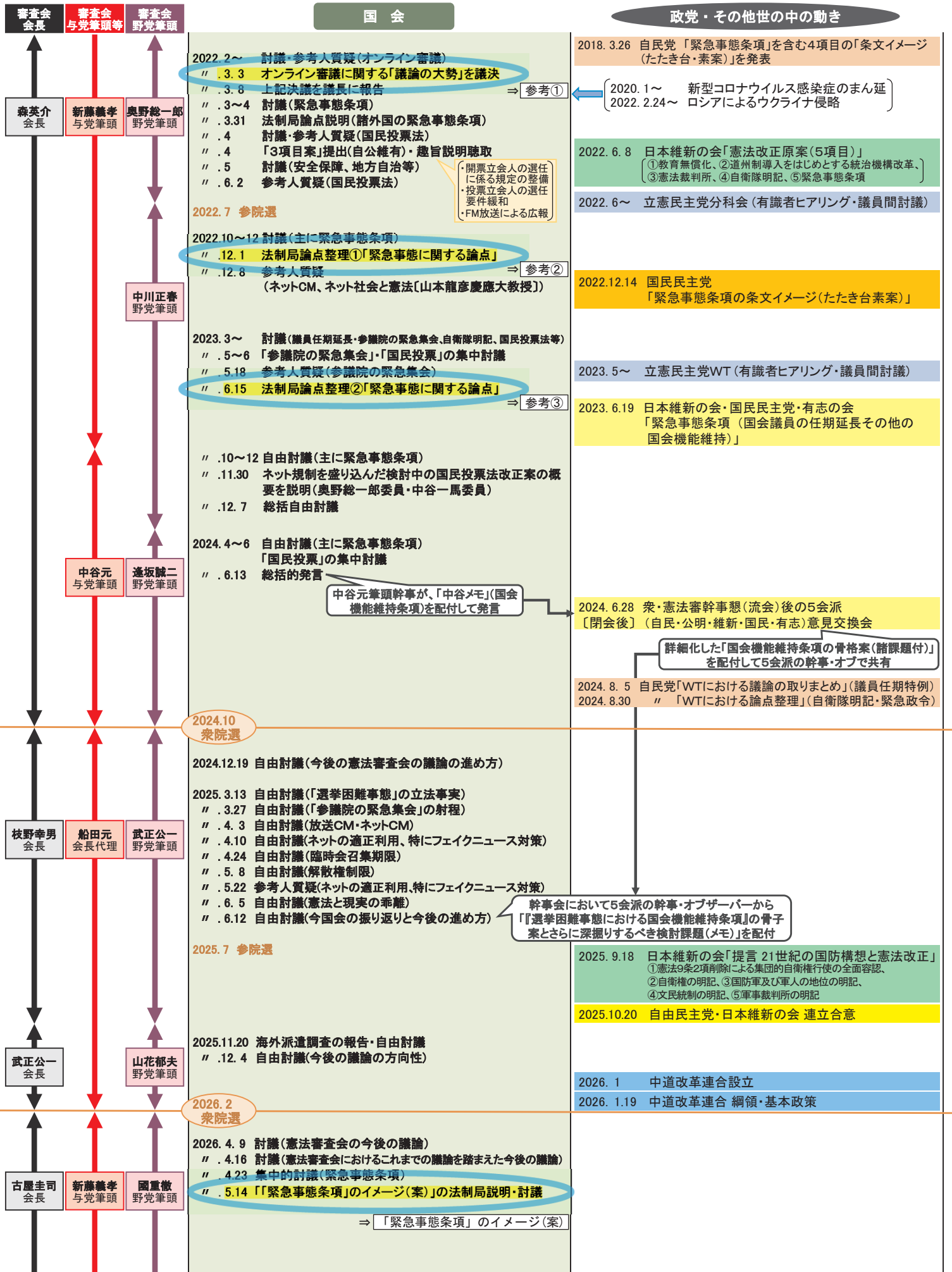
② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

①~⑤は説明の順番

《毎週開催が定例化して以降の衆議院憲法審査会の議論の経過》

令和8年5月14日(木)
衆議院法制局
衆議院憲法審査会事務局



憲法第56条第1項の「出席」の概念について

令和4年3月3日
衆議院憲法審査会

国会は、国の唯一の立法機関であるとともに全国民を代表する国権の最高機関であり、いかなる事態においても、その機能を果たすことが求められている。

憲法審査会においては、「新型コロナウイルス感染症がまん延し、国会議員が議場に集まれなくなる、開会も議決もできない」という、いわゆる緊急事態等が発生した場合の国会機能の維持の一環として、憲法第56条第1項の「出席」の概念について議論を行った。

まず、令和4年2月10日の討議においてテーマが抽出され、同月17日には衆議院法制局から論点説明を受けた上で集中討議を実施し、同月24日に学識専門家2人に対する参考人質疑を行った上で、3月3日には総括的な討議を実施するなど丁寧な議論を行ったところである。

この一連の討議において、委員から様々な意見が述べられたが、その意見の大勢は次のようなものであった。

- 1 憲法第56条第1項の「出席」は、原則的には物理的な出席と解すべきではあるが、国の唯一の立法機関であり、かつ、全国民を代表する国権の最高機関としての機能を維持するため、いわゆる緊急事態が発生した場合等においてどうしても本会議の開催が必要と認められるときは、その機能に着目して、例外的にいわゆる「オンラインによる出席」も含まれると解釈することができる。
- 2 その根拠については、憲法によって各議院に付与されている議院自律権を援用することができる。

以上、本審査会における憲法第56条第1項の「出席」の概念に関する議論の大勢について報告する。

「緊急事態」に関する論点～11月10・17日(一部4月7日等を含む)における各会派1巡目の発言(一部2巡目以降の発言を含む)を中心として～

参考

令和4年12月1日(木)
衆議院法制局

一 議員任期延長及びこれに関する論点

	自民〔新藤幹事発言〕	維新〔三木委員発言・岩谷委員発言〕	公明〔北側幹事発言等〕	国民〔玉木委員発言〕	有志〔北神委員発言〕	立憲〔11/17 中川幹事発言・11/10 奥野委員発言〕	共産〔4/7 等の赤嶺委員発言〕
1. 前提							
参議院の緊急集会の位置付け	緊急集会は二院制の例外であり、40～70日間を想定した制度、かつ、その措置は暫定的なもの	最長でも70日間の対応であり、長期間の対処は不可能	緊急集会は、国会の二院制の例外であり、暫定的・一時的な制度	文言上、解散時限定。任期満了時への適用には憲法改正必要。両院制が原則。70日超の対応予定せず	解散中かつ2か月程度の極めて限定された場合にのみ機能。憲法が両議院で国会が構成されることを規定	臨時会召集義務の無視、過剰な予備費の計上、恣意的な解散権の行使等により憲法の意図する民主主義が機能していない。そのような中での緊急事態条項の提案には、疑念を抱かざるを得ない。民主主義が正しく機能する環境を作ることが先である。	国民の多くが改憲を重要課題と考えていない中、審査会を動かすべきではない。 改憲のための議論ではなく、憲法の原則に反する政治を正す議論こそ必要。
議員任期延長の必要性	必要	必要	必要	必要	必要(衆議院議員のみ)		(議員任期延長について) ・1941年、国会議員の任期を延長し、戦争翼賛体制が作られた。 ・だからこそ、日本国憲法は緊急事態条項を廃し、国会議員の任期を明記した。 ・この歴史は極めて重い。
2. 要件							
(1) 実体的要件							
対象とする緊急事態の範囲	4事態 (①大規模自然災害事態、②テロ・内乱事態、③感染症まん延事態、④国家有事・安全保障事態)	4事態(左記①～④)	4事態(左記①～④)	4事態(左記①～④)	4事態(左記①～④)		
「その他の事態」の付加等	必要(匹敵する事態)	必要(匹敵する事態)	必要	基本的には限定列挙すべき ただし、「準じる事態として法律に定める緊急事態」の追加も一案	必要(相当する事態)		
任期延長に関する要件の付加(=選挙実施困難要件)	適正な選挙実施が困難な状態	選挙の適正な実施が困難であると認める特別の事情があるとき	広範な地域での国政選挙の適正実施が長期間明らか・客観的に困難な場合	70日を超えた長期にわたって、全国一斉の選挙の適正実施が困難な場合	選挙の一体性が害されるほど総選挙の適正な実施が長期にわたり困難であることが明らかな場合		
(2) 手続的要件							
認定主体	内閣 (選挙実施困難を判断できるのは内閣)	内閣の緊急事態宣言	内閣 (全体の情報を把握できるのは内閣)	内閣の緊急事態宣言	内閣		
国会の関与	事前承認	事前決議	事前承認	事前決議	事前承認		
議決要件		出席議員の3分の2以上	出席議員の3分の2以上	出席議員の3分の2以上	出席議員の3分の2以上		
裁判所の関与		憲法裁による事後統制(拘束力)	疑問あり(司法では判断できない)	最高裁による事後統制(勧告)	最高裁による事後統制(勧告)		
3. 効果(国会機能維持関連)							
(1) 議員任期延長関係							
任期延長期間の上限	「1年以下」あたりが妥当(議員任期を「次の議会期開始まで」等とすることも議論が必要)	(6月を経過したときに、憲法裁による職権審査が可能)	70日間(再延長可)	1年、半年等を上限(全国一斉の選挙の適正実施ができるまで再延長可)とするのも一案	総選挙を適正に実施できるまでの期間(1年間を上限。再延長可) 選挙可能時は国会議決で任期終了		議員任期延長をする場合には、期間を限定する必要がある。
前議員の身分復活	民主主義の根幹である議員の身分に関わる問題であり、議論が必要(各会派の意見を聞きたい)	必要	必要(解散権を行使した内閣自らによる判断ゆえ、解散の効力は失われた(=解散撤回)と解し得る)	あり得る(解散権を行使した内閣自らによる判断ゆえ、解散の効力は失われたと解し得る)	必要		
(2) 上記(1)以外の国会機能維持策							
閉会禁止/即時召集	必要(召集義務)	必要(自動集会)	必要(自動集会)	必要(召集義務)	当然で明文不要(反対はしない)		
衆議院解散禁止	必要	必要	必要	必要	当然で明文不要(反対はしない)		
内閣不信任決議案の議決禁止	必要	必要	必要	必要	当然で明文不要(反対はしない)		
オンライン出席			議長に実現推進を促す〔濱地委員〕	憲法に明文化も検討			
その他				両院合同委員会			

二 その他「緊急事態」全般に関する論点

一般的な緊急事態宣言の仕組み		必要		必要			
緊急政令・緊急財政処分	必要 (法律で定めるところにより)	必要 (あらかじめ法律で定めるところにより)	不要 (個別法の政令委任・予備費で対応)	必要 (あらかじめ法律で定めるところにより)		更に議論が必要	緊急政令等については不要
人権制約の限界明記	必要	必要		必要			
憲法改正の禁止	(各会派の意見を聞きたい)	必要	必要	必要	当然で明文不要(反対はしない)		

「緊急事態（特に、参議院の緊急集会・議員任期延長）」に関する論点 ～今国会における各会派1巡目の発言を中心に～

一 参議院の緊急集会に関する論点

	自民 〔新藤幹事発言〕	公明 〔北側幹事発言等〕	維新 〔三木委員発言等〕	国民 〔玉木委員発言〕	有志 〔北神委員発言〕	立憲 〔中川幹事発言等〕	共産 〔赤嶺委員発言〕	
1. 総論								
① 制度趣旨	総選挙の実施を前提とする「平時の制度」						憲法制定時、緊急政令等に代わり、参議院の緊急集会が設けられたことに留意すべき	戦前の緊急勅令等の濫用という歴史の反省に立ち、民主政治を徹底するためのもの
② 54条の解釈姿勢	例外規定は厳格に解釈すべき						ルールの形式的解釈ではなく、権力の恣意的行使を防止する解釈をすべき	規定の趣旨・目的を踏まえて考えるべき
2. 各論								
① 場面の限定 (任期満了時にも類推適用可能か)	拡張解釈は望ましくないが、短期の衆議院不在という状況の共通性から類推適用の検討の余地あり	類推適用は可能だが、疑義が生じないよう憲法に明記すべき	任期満了時にも開催できることを憲法に明記すべき			大石・長谷部参考人ともに、任期満了時にも類推適用が可能と発言	衆議院不在時は、憲法の規定に沿って、国民から選ばれた参議院の緊急集会で対応するべき	
② 期間の限定	最長70日					70日超も開催可能だが、選挙困難事態の認定基準等についても議論すべき		
③ 権限・案件の限定	権限の限定 限定的(総理指名、条約締結の承認、内閣不信任決議等は不可)						70日超の開催を前提に、権限の拡大も選択肢としてあり得る	
			(過去の実例は暫定予算)	(特に本予算は慎重に考えるべき)	(本予算・補正予算は不可)			
	案件の限定 (「内閣が示した案件」と「それに関連する案件」に限定されるか)							
④ 暫定性	国会法改正による拡大は不可						暫定的	

二 議員任期延長の必要性について

	<ul style="list-style-type: none"> 参議院の緊急集会は、憲法の規定内容から一時的・限定的・暫定的制度 国会は二院制が原則。その例外である参議院の緊急集会では、国政選挙が実施困難となるような緊急事態の対応はできない 緊急事態に二院制国会を機能させるためには議員任期延長が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 議員任期延長は国会議員を固定化し、内閣の独裁を生むおそれがあるため、参議院の緊急集会で対応すべき 本来、選挙で民意の審判を仰ぐべき。任期延長された議員には民主的正統性が欠ける 選挙困難事態を早期に解消できるよう、国難時にも対応できる投票環境を整備すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 議員任期延長は、選挙権を停止することであり、国民主権の侵害につながる 議員任期延長は、権力の濫用と恣意的延命にもつながる 長期間総選挙が実施できない事態を招かない選挙制度の改善をすればよく、憲法改正による議員任期延長は本末転倒の議論
--	--	--	--

三 議員任期延長の要件及び効果に関する論点

	自民	公明	維新	国民	有志	立憲	共産	
1. 実体的要件								
対象とする緊急事態の範囲	4事態(①大規模自然災害事態、②テロ・内乱事態、③感染症まん延事態、④国家有事・安全保障事態) + ⑤その他これらに匹敵する事態							極端な事例を出して議論すれば間違いう危険性が高い
任期延長に関する要件の付加 (=選挙実施困難要件)	適正な選挙実施が困難な状態(その具体的要件化が必要)	選挙の一体性が害されるほどの広範な地域において国政選挙の適正な実施が70日を超えて困難であることが明らかであること						
2. 手続的要件							選挙困難事態の認定基準、効果が生じる期間と地域、認定主体を議論すべき	
認定主体	内閣							
国会の関与	事前承認							
議決要件	議論が必要(過半数)		出席議員の3分の2以上					
裁判所の関与	内閣・国会で判断すべき 客観訴訟の検討は可		憲法裁(拘束力)		最高裁(勧告)			
3. 効果								
任期延長期間の上限	1年(再延長可) 選挙可能時は任期終了	6月(再延長可、ただし通算1年を上限)				6月(再延長可) 選挙可能時は国会による終了議決(過半数)		
前議員の身分復活	必要							

※上記「三」の各項目(「裁判所の関与」は除く)についての維新・国民・有志の考え方は、三党派案(4月6日配付資料)の内容を基にしている

四 その他「緊急事態」に関する論点

	自民	公明	維新	国民	有志	立憲	共産
1. 「議員任期延長」(上記三)以外の国会機能維持策							
閉会禁止/即時召集 衆議院解散禁止 内閣不信任決議案 の議決禁止			必要 必要 必要			(平時からの)臨時会の召集期限 明記、解散権制限の検討が必要	臨時会の召集要求を無視しながら、 緊急時の国会機能維持を言う のは無責任
オンライン出席		議運委の検討状況について 幹事会に報告を		明文化も検討		議運で速やかな結論を得るべき	憲法56条1項の解釈を多数で確 定させるべきではない
その他				両院合同委員会			
2. その他							
緊急政令・ 緊急財政処分	必要 (法律で定めるところにより)	・白紙委任的なものは不要 (個別法の政令委任・予備費で対応) ・規定するとしても確認規定 ・任期延長とは別次元の問題 (個別発議の原則からも)	必要 (あらかじめ法律の定めるところにより)		まずは法律対応の可否の検証を	・不要 ・任期延長と「内容において関連」 するとして、一括した国民投票し か許されないとすれば問題	・不要 ・緊急事態条項は、政府に権力を集 中させ、国会の権能を奪い、国民 の権利を制限する憲法停止条項 ・緊急事態条項がなかったから対応 できなかった問題は起きていない